

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和7年1月10日(金)			
会議時間	開会	午後2時10分	閉会	午後2時43分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 淵 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐 藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	菅原市民環境部長、千葉市民課長、永澤登録係長			
参考人	なし			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 (1) 夜間の埋火葬許可業務について (2) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

# 教育民生常任委員会記録

令和7年1月10日

(午後2時10分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から市民環境部長の出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて市民環境部長の出席を求めるといたします。

これより、所管事務調査を行います。

夜間の埋火葬許可業務についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

菅原市民環境部長。

市民環境部長 : まずもって、明けておめでとうございます。

本年もよろしくお願いたします。

本年もいろいろ御指導いただきたいと思います。

時間をいただきましてありがとうございます。

夜間の埋火葬許可業務について、一部事務の見直しを行いたいことから御説明したいと思っております。

資料1ページを御覧いただきたく思います。

1、概要となりますが、警備会社に委託している業務を見直し、夜間、午後5時15分から翌日8時30分までに死亡届の届出があった場合ですが、現在のところ、埋火葬許可申請書の受付と埋火葬許可証の交付は、この委託業者が行っているところであります。

平日または土日祝日などの閉庁日に職員がいる午前8時半から午後5時15分、この事務を平日または土日祝日の日直のいる時間帯に交付することに改めようとするものであります。

現在の委託業者の社員が行っていたものをやめて翌日以降、職員がいる間に交付したいという趣旨であります。

変更する理由でございますが、総務省が示す「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」、そして「市区町村の窓口業務に関する手順書」において、埋火葬許可証の交付の決定は、委託事業者による実施が認められない業務として、

参考例が示されたという経緯がございます。

他の自治体においても同様に、夜間の埋火葬許可証の交付を行っていない団体が出てきていると、変更しているという背景から当市においてもそのように改めようとするものであります。

3のところになりますが、見直しによる変更区分になりますが、この網かけのところになります。

2段書きになっておりますけれども、閉庁時間（夜間）は通常の閉庁時間になります17時15分から翌朝の8時30分までは、現在のところ、夜間の埋火葬許可証の交付は警備会社が行っていましたが、変更後は行わないと。

下の段になりますが、窓口延長後の閉庁時間になりますが、普通であれば、日曜日の翌日であります月曜日の夕方、19時まで開庁しておりますので、19時から翌朝8時半までは、警備会社が交付を行っていたものを、変更後は行わないという扱いにしたいというものであります。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。

4、届出者への説明及び周知の方法でございますが、夜間における届出者に対しては警備員から説明を行っていきたいと思いますし、あと葬祭業者が主に届出を行っている状況でありますので、事前に葬祭業者に対して説明を行っていきたいと考えております。

あとは市広報、市公式ホームページで周知を行う予定でありますし、さらには、遺族等への周知を文書にて行ってまいりたいと考えております。

次、5、運用開始日になりますが、こういった周知の時間を考慮しまして、本年の4月1日から実施したいと考えております。

3ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらについては参考となりますが、令和5年と令和6年、令和6年につきましては10月末までの、本庁における夜間の埋火葬許可証の交付状況をお知らせしたいと思います。

令和5年の埋火葬許可証の交付状況でございますが、合計欄になりますが77件ございました。

早朝の時間帯、上のほうから4段目まで、0時から8時半までの4区分であります13人の16.9%という状況。

一番多いのは、17時15分以降20時頃までの47人で61.0%、それ以降の夜間については、17人の22.1%という状況であります。

令和6年につきましても、大体同じような数字にはなりますが、0時から8時半までは8人で13.8%。

17時15分から20時までで30人の51.7%、20時から24時までになりますが、20人の34.5%という状況にありました。

以上、説明となります。

こういった背景がございましたので、事務の一部の見直しをしたいというものであります。

よろしく願いいたします。

委員長 : これより質疑を行います。

那須委員。

那須委員：2、変更する理由の中の2つ目の黒ポツで、他の自治体においても同様だと部長から説明がありましたが、近隣ではどこの市町村か教えていただきたい。

最後のページに埋火葬許可証の交付状況がございましたが、申請する方、例えば一旦役所に電話して、例えば午後10時過ぎに電話をしてから来るのか。

いきなり夜夜中の10時過ぎに来るのか、その辺の状況が分かるか。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：近隣の状況でございますが、埋火葬許可証を交付していない団体でございますが、平泉町、奥州市、北上市、ちょっと遠いのですが、盛岡市、大船渡市、陸前高田市、あとは宮城県栗原市という状況にあります。

2つ目の御質問ですが、問合せをしてこの埋火葬許可を頂くという方ではなくて、死亡届を提出されたときに、埋火葬許可証を交付しているというのが現在の状況でありましたので、問合せ等はございませんでした。

委員長：菅原委員。

菅原委員：一つは、窓口延長日についてちょっと分からないので教えていただきたい。

それと、もしこの夜間の埋火葬許可業務について、17時15分から翌朝の8時30分まで受付をしないとなったときに、やはり4月1日までの間に、市民に対する周知が一番大切だと思うのですが、周知の方法について、どのようにお考えなのか、御説明をお願いしたいと思います。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：2つ目の御質問からになりますけれども、周知につきましては、先ほども若干説明いたしましたが、死亡届を出される方は変更後もございますので、その方の埋火葬許可証につきましては、翌朝の職員がいる時間帯においていただきたいという旨をお伝えしていきたいと考えております。

あとは、届出する方、今の状況ですと、御家族、親族というよりも、葬祭業者が多くなってきている状況にありますので、その方々に対して周知をしていきたい。

翌朝の職員がいる時間帯においていただきたいということをお伝えしていきたいと思っております。

あとは皆さんに広報なり、ホームページでもお知らせをしていきたいと考えております。

窓口延長ですが、現在は、例えば、日曜日は閉庁日になりますが、平日であれば、午後5時15分までが開庁時間になっておりますけれども、月曜日に限って午後7時まで延長しております。

その時間帯に死亡届を出していただいた方については、職員がおりますので、埋火葬許可証を交付できる状況にあります。

これについては、変更後も同じように対応していきたいと考えておりますが、それ以降については、今度は警備会社の業務になってきますので、職員がいませんので、交付ができないということになりますので、それについては翌朝においでいただくということに変更となっていきます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：窓口延長日のことについて知らなかったの、申し訳なかったのですが、月曜日が窓口延長日になるということでしょうか。

再度の確認です。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：窓口延長につきましては、日曜日なり休日の翌日ということになりますので、例えば、今度3連休になりますので、月曜日が休みのときは、火曜日にスライドするという流れになります。

委員長：門馬委員。

門馬委員：埋火葬許可証を出すという業務、これは警備会社が今までやっていたのを、できないという例を総務省から示された。

単純な確認ですけれども、戸籍の届出自体は、閉庁時間でもできるのでしょうか。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：死亡届、婚姻届、出生届につきましては、時間外でも対応いたします。

ただ今回の事務の見直しについては、埋火葬許可証の交付のみ業者が許可行為をできないということを示されましたので、これについては、職員がいる時間帯に交付することによって改めたいというものであります。

ですので死亡届は、これまでと同様に提出していただくことは可能でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：今、門馬委員の質問の中でちょっと確認しますが、婚姻届も受け付ける、戸籍も受け付けるけれども、埋火葬許可は出せないということか。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：私もちよっと混乱するのですが、戸籍関係は、法務省管轄の事務でありまして、死亡届、婚姻届、出生届、離婚届、そういったものがございます。

これについては、24時間受け付けていくと、今までどおり変わらないというものであります。

一方で、この埋火葬許可は厚生労働省の所管でありまして、その事務についての見直しが示されましたので、今回その事務については、夜間については交付しないで、翌日に交付するという形になります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：夜間、警備員の方の受付がなくなれば、少し警備員の方の人数が減らせるかと思ったのですが、そういうことではないということが分かりました。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：微妙に違うかもしれませんが、このデジタル化は考えていらっしゃるのですか。自宅でスマホで申請して許可してもらいたいなことはどうなのでしょう。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：DXの推進というのは、非常に重要な取組だと思いますけれども、まだそこまで至っていないのが現状であります。

流れ的には死亡届が来まして、その内容を確認、死亡診断書に医師の署名が入りますので、それを確認した上で、埋火葬の許可を交付するという手続になりますので、今現在そのデジタル化というところまでは進んでいない状況であります。

一部出生届については、可能になってはきておりますが、死亡届についてはまだそこまでは至っていないということでもあります。

出生届も当市ではまだそこまでは至っておりませんが、全国的にはそういう先進事例が、出つつあるという状況であります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今、お話がありました死亡届、なんであれ、全部データで送れる時代ですので、もうちょっと世代が変わっていくと、そのほうが便利だという、変な話、わざわざ庁舎に来なくても、自宅でといいますか即座にということもあるので、そこは今後の話だと思いますけれども、よい事例があったら、進めてもらいたいと思います。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代します。

副委員長：それでは暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。

永澤委員。

永澤委員：埋火葬許可の御説明ですが、それにつきましては了解をいたしましたけれども、先ほど死亡届ということで、花泉支所、大東支所、東山支所、室根支所、川崎支所、藤沢支所におきましては、届出の方法が変更になってまだ2年ぐらいかと記憶しています。

いつ変わったのか忘れましたが、そのところがまだ本当に市民が理解し、この届出の関係がしっかり理解されていないといえますか、そういったような気がしております。

ということで市広報、公式ホームページで周知を行うとありますけれども、この埋火葬許可証の交付ということだけではなくて、死亡届だったりそういう窓口の変更ということも、ここ一、二年だったような気がしますので、併せて周知する必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

副委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：戸籍関係の窓口の集約なり、届出関係の変更につきましてはここ一、二年で支所の集約なりを進めてまいりました。

ですので、併せて今回こういう事務の見直しがありますので、周知の徹底を進めていきたいと考えております。

副委員長：永澤委員。

永澤委員：これまで支所、本庁は、同じような時間体系で受付をしていたと思うので、支所等につきましては、しっかりと同じ情報量ではなくて、さらに支所単位で周知するということが必要だと思うので、そのところもお願いしたいと思います。

答弁をお願いします。

副委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：支所の取扱いについても併せて周知してまいりたいと思います。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：届出の関係で大体今は葬儀社が、個人の方というより葬儀社が届出を行うような気がします、どのような届出の割合ですか。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：6対4で葬祭業者のほうが多い状況にある。

本庁に限っては、6対4で葬祭業者のほうが多い状況にあります。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：先ほどの時間帯の中で、閉庁時間、いわゆる業者がやっている部分の届出の時間帯では、大体、業者の方の対応が多いのかその辺をお聞きしたいのですけれども。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：時間帯による届出者の状況については、把握はしてございませんけれども、全体からするとやはり先ほども言いましたが、葬祭業者のほうが多くなっている傾向にあります。

委員長：ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、夜間の埋火葬許可業務についての調査を終わります。

市民環境部長、職員の皆様、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。  
た。

休憩します。

（休憩 14:35～14:36）

委員長：再開します。

その他に入ります。

委員の皆様から何かございませんか。

岩淵委員。

岩淵委員：今日の招集会議の中で配付されました陳情が2件あったのですけれども、そのうちの陳情第1号については、教育民生常任委員会の中で、調査というか確認というか、分かりませんが、付託されたものではないのですけれども、やっていったほうがいいのではないかと思いました。

意見です。

委員長：休憩します。

(休憩 14:37～14:42)

委員長 :再開します。

先ほど岩渕委員から発言のあった陳情について、今のところは、教育委員会への調査というようなこと、この陳情に関わりなくそういう形で、取り上げる場面が今後ある機会があれば、対応してまいりたいというように考えております。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 :そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :なければ、その他を終わります。

以上で、本日予定した案件を終わります。

これをもちまして本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後2時43分 終了)